

諮問庁：国立研究開発法人理化学研究所

諮問日：平成28年4月28日（平成28年（独情）諮問第41号）

答申日：平成28年6月16日（平成28年度（独情）答申第14号）

事件名：特定日付け理事長宛での「相対論に関する公開質問状」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定年月日付け理化学研究所理事長宛での「相対論に関する公開質問状」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月28日付け平成280323総第87号により国立研究開発法人理化学研究所（以下「理化学研究所」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 原処分によれば、不開示理由は、「該当する文書が存在しないため（個人から理事長宛てに送付された文書は、内容に応じて、法人文書という扱いになるか否かが分かりますが、本件につきましては、法人文書として保管されているものがないことを確認いたしました。）」ということでした。

イ ところで、理化学研究所のホームページには、

（ア）1 情報公開制度とは？

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって、独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うするため、国民のみなさまに法人文書を開示する制度です。

（イ）2 開示請求が出来る文書は？

独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成・取得した文書、図

面、電磁的記録で職員が組織的に用いるものとして、独立行政法人等が保有しているものが対象となります（これを「法人文書」といいます。）

と記されています。

ウ また、理化学研究所の行動規範（平成27年3月26日）の一節に、「私たち理化学研究所の役職員は、研究者として、あるいは事業活動を推進する担い手として、注意深い判断のもと、公正かつ倫理的使命を全うし、社会に対し誠実で責任ある行動をとる義務を有する。」とあります。

エ さて、当該公開質問状は、理化学研究所も認めていますように、個人から理事長宛に送付された文書であり、理化学研究所に存在しております。この質問状が法人文書であれば、上記イ（ア）「1 情報公開制度とは？」により公開されることになるでしょう。

したがって、法人文書であるか否かの判定が最も重要な事項だということになります。

オ しかるに、当該公開質問状は、公開質問に至る経緯の中に書きましたように、理研ニュース2003年3月号の記事「相対論は正しいのか？」に対応して発せられたものですから、理化学研究所の理事長が職務上取得した文書です。

また、理化学研究所が、それを組織的に用いるものとすることを拒否しなければならない正当な理由が存在するとは考えられません。

したがって、上記イ（イ）「2 開示請求が出来る文書は？」の基準によれば法人文書でなければなりません。

カ 一方、原処分においては、「個人から理事長宛に送付された文書は、内容に応じて、法人文書という扱いになるか否かが分かりますが、本件につきましては、法人文書として保管されているものがないことを確認いたしました。」と記されているだけで、法人文書として保管されない理由は示されていません。

法人文書であるか否かの判定は、上述のごとく情報公開制度上最も重要な事項ですから、公表された明確な基準の下で公正に判定されなければならないと考えます。

キ ところで、理化学研究所の本件の取扱いに関する教示は、「この決定に不服があるときは、異議申立てをすることができる。」ということでしたが、「該当する文書が存在しないから公開出来ない」という決定に対しては、開示請求者は全くの無力に陥り、論理的に異議申立てが出来ないこととなります。

何故なら、「存在しないものを公開しろと言われても出来ないでしょ。」と言われてしまえばどうしようもないからです。

この教示は、情報公開制度の趣旨から考えて不合理です。

ク また、本件の法人文書であるか否かの分類は明示的な基準によらない恣意的な分類であり、理化学研究所の行動規範たる「公正かつ倫理的使命を全うし、社会に対し誠実で責任ある行動をとる義務」に抵触するおそれがある不当な行為であると考えます。

ケ 以上の理由から、「不開示とした理由たる法人文書の不存在の認定を取消し、当該文書を改めて法人文書として認定すれば理化学研究所の基準に従って開示可能となります。」このような方法で、開示すべきであると考えます。

なお、この恣意的な分類を理化学研究所が容認するならば、理化学研究所は法の趣旨を歪め情報公開逃れをしていると言われても仕方がないでしょう。

(2) 意見書

ア 理由説明書には、下記第3の1「原処分における文書の特定」の項において法人文書の定義「研究所の職員等が組織的に用いるものとして研究所が保有しているもの」（国立研究開発法人理化学研究所文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）2条1項）が記載され、下記第3の2「原処分についての見解」の項においてその定義による法人文書は存在しないため不開示は妥当であると書かれています。

一方、理化学研究所のホームページの「開示請求が出来る文書とは？」の説明には、「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成・取得した文書、図面、電磁的記録で職員が組織的に用いるものとして、独立行政法人等が保有しているものが対象となります（これを「法人文書」といいます。）」と書かれています。

本件開示請求に係る公開質問状（添付資料3）は、理研ニュース2003年8月号（添付資料2：高エネルギー天文学の夜明け＜相対性理論は正しいのか？＞）の記事の関連において私が送付したものですから理化学研究所の理事長が職務上取得した文書です。

ホームページの記事によると、独立行政法人の役員が職務上取得した文書は法人文書たる資格があることとなります。

それが法人文書になるためには、「職員が組織的に用いるものとして、独立行政法人等が保有しているもの」であるというさらなる条件を満たす必要がありますが、公開質問状に対しては組織として回答しなければならない訳ですから、職員が組織的に用いるものとして独立行政法人等が保有することが必要となります。

したがって、当該公開質問状は法人文書でなければなりません。

イ ところで、下記第3の3「異議申立人の主張について」の項において“異議申立人は、当該文書について、「組織的に用いるものとする

ことを拒否しなければならない正当な理由が存在するとは考えられない」と主張する”と書かれていますが、全くそのとおりであり、拒否しなければならない正当な理由が存在するとは考えられません。

理由説明書には引き続き、“個人的な発意に基づく質問状を当研究所が組織的に用いることの有用性・必要性はない。”と書かれていますが、この文言がすなわち「組織的に用いるものとするを拒否しなければならない正当な理由」であるというのが理化学研究所の見解だと解釈しました。

しかし、「組織的に用いることの有用性・必要性がない」ということから「組織的に用いるものとするを拒否しなければならない」ということは論理的に導くことは出来ません。

したがって、理化学研究所は、組織的に用いるものとするを拒否しなければならない正当な理由を明らかにしたことはありません。

むしろ、有用性・必要性がないということを法人文書として認めるか否かの判断基準として新たに採用した旨をここで表明したというべきでしょう。

私は、この新たな基準の採用には異議があります。

何故なら、当該公開質問状が法人文書であるか否かを判断するに際し、有用性や必要性という新たな判断基準を事後法的に持ち出すのではなく、既に公表されている基準に基づいて行なうことが公正だと考えるからです。

理由説明書のこの文言こそ法人文書の認定を恣意的に行なったことの証左であり、はなから公開質問状を排除することを前提とした理屈付けだと感じます。

ウ ちなみに、理化学研究所の行動規範（平成27年3月26日）の一節に、「私たち理化学研究所の役職員は、研究者として、或いは事業活動を推進する担い手として、注意深い判断のもと、公正かつ倫理的使命を全うし、社会に対し誠実で責任ある行動をとる義務を有する。」とあります。

理研ニュースに関連して国民から寄せられた物理学に係る公開質問状を「当研究所が組織的に用いることの有用性・必要性はない。」という情報公開を逃れるために新たに持ち出した恣意的で主観的な基準により切り捨てるということは、研究者として社会に対し誠実で責任ある行動をとったといえるのでしょうか。理化学研究所の行動規範に抵触する対応であると考えます。

それでは何故、理化学研究所の行動規範に抵触する行為をしてまで公開質問状を法人文書とすることを避けたいのでしょうか。

私は、次の様に推測しています。

法人文書として認めれば、回答すべき立場に立たされるからではないのでしょうか。

おそらく、理化学研究所は公開質問状に対して回答したくないのだと思います。

例えば、添付資料3の13ページの質問18は、相対性理論の計算間違いを検算結果を示して指摘したものです。また、16ページの質問21は、運動している時計が遅れるといわれている事柄は、実は、ローレンツ変換により静止系上の特定の直線が運動系の時間軸へ移されるということであって、時計が遅れる根拠を表わしているのではないということを経験的に証明したものです。

このような質問に対して回答しなければならない立場には立ちたくないのだらうと思います。

物理学のいわゆる常識を覆す事態になっては困ると考えているのかもしれませんが。

エ さて、下記第3の3第2段落の記述には、“理化学研究所が受領する文書は種類、性質等が様々であり、その分類基準を網羅的かつ個別具体的に定めるのは困難であることから、「研究所の職員等が組織的に用いるものとして研究所が保有しているもの」となるか否かを基準としているところである。”とありますが、「保有しているもの」となるということは、分類の判断を行う時点においては「保有しているもの」ではなく、判断時点よりも未来において「保有しているもの」となるということです。

未来において研究所が保有しているものとなっているか否かが見えなければ分類の判断は出来ないことになりませんが、理化学研究所はこの基準で分類を行っているというのです。

通常、人間には未来は見えませんが、理化学研究所には見えるということなのでしょう。何故未来が見えるのか、何とも不思議な話だと思います。

理化学研究所が基準だと強弁するこの基準は、基準というよりも法の趣旨を歪めた独善的な規範なき運用方法であると考えます。

はしなくも実情を漏らしてしまったということでしょうか。

「分類基準を網羅的かつ個別具体的に定めるのは困難である」とのことですが、理化学研究所のホームページの「開示請求が出来る文書とは？」及び「理化学研究所の行動規範（平成27年3月26日）」を適用すれば、社会に対し誠実で責任ある分類を行うことは可能です。

したがって、分類基準を網羅的かつ個別具体的に定める必要はない

のです。

オ 下記第3の3第3段落に、“異議申立人は、その他種々主張するが、該当する法人文書が存在しないことは上述のとおりであり、原処分は妥当であると考え”と書いてありますが、文書が存在しないと言い切られてしまえば異議申立人はいかんとも出来ないことになってしまいます。

「不存在」という一言で情報公開請求は力を失い、法の趣旨は遙か彼方に追いやられてしまうのです。

それ故、私は、法人文書の認定が情報公開において最も重要な項目であると考えています。

そして、法人文書であるか否かの認定は、公表されている基準に基づいて粛々に行われるべきだと考えます。

情報公開制度の趣旨を考える時、恣意的な運用により対象文書の不存在を主張することは許されざることであると考えます。

理化学研究所の主張は、ある種の情報公開逃れであると思います。改めて申し上げます。

異議申立てに係る処分を取消し、対象文書全体を法人文書として認定し、その全部を開示するよう求めます。

添付資料1 理化学研究所宛異議申立書

添付資料2 理研ニュース2003年3月号（抜粋：コピー）

添付資料3 理化学研究所理事長宛「相対論に関する公開質問状」

添付参考資料 平成28年4月27日付け「理由説明書」

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分における文書の特定

特定年月頃に理化学研究所理事長宛の「相対論に関する公開質問状」を受領したか否かについて確認したところ、役員の秘書業務を所掌する理事長室で、当該文書を受領していた。

ただし、当該文書は、特殊相対性理論についての送付者の考えに対して当研究所の研究者の考えを問うものであり、当研究所が定める法人文書の定義「研究所の職員等が組織的に用いるものとして研究所が保有しているもの」（文書管理規程2条1項）に該当しないことから、法人文書として保存しなかった。

2 原処分についての見解

以上のとおり、請求された法人文書は存在しないことが確認されたため、文書不存在により不開示とした原処分は妥当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、当該文書について、「組織的に用いるものとすることを

拒否しなければならない正当な理由が存在するとは考えられない」と主張するが、個人的な発意に基づく質問状を当研究所が組織的に用いることの有用性・必要性はない。同様に、当研究所で受領している郵便物であっても、研究所理事長の職名宛てで発送されているが私信であるもの、兼務先用務の文書、公開情報を元にしたダイレクトメール、内容不明文書等についても法人文書として保存してはいない。

また、異議申立人は、本件の法人文書であるか否かの分類が明示的な基準によらない恣意的な分類であり不当な行為であると主張するが、理化学研究所が受領する文書は種類、性質等が様々であり、その分類基準を網羅的かつ個別具体的に定めるのは困難であることから、「研究所の職員等が組織的に用いるものとして研究所が保有しているもの」となるか否かを基準としているところである。

異議申立人は、その他種々主張するが、該当する法人文書が存在しないことは上述のとおりであり、原処分は妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月27日 異議申立人から意見書を収受
- ④ 同月30日 審議
- ⑤ 同年6月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定年月日付け理化学研究所理事長宛ての「相対論に関する公開質問状」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 異議申立人の主張は、理化学研究所が本件対象文書を恣意的に法人文書としなかったというものであると考えられる。

イ 上記第3（理由説明書）において説明したとおり、理化学研究所に送付されてくる文書は、種類、性質等様々であるが、当該文書が、例えば、①個人的な発意に基づく質問状、②私信、③兼務先用務の文書、

④ダイレクトメール，⑤内容不明文書等である場合，これらを理化学研究所として組織的に用いる有用性・必要性がないことから，その場合，当該文書は文書管理者（文書管理規程8条1項で規定されている課等の長又は同等以上の者）によって法人文書に該当しないと判断され，法人文書として保存・管理することはない。

ウ 本件の場合，送付されてきた公開質問状（本件対象文書）は，文書送付者（文書作成者）の考えに対する理化学研究所の研究者の考えを問うもの（個人的な発意に基づく質問状）であったため，文書管理者において当該文書を組織的に用いる有用性・必要性（組織共用性）がないと判断し，法2条1項に規定する法人文書として保存・管理しなかったものであり，恣意的な判断によって法人文書としなかったものではない。

エ 以上のことから，理化学研究所では，本件対象文書を保有していない。

(2) 理化学研究所に送付されてくる文書は，種類，性質等様々であるところ，その全ての文書を組織共用性のある法人文書として保存・管理する必要はなく，組織として業務に必要な文書のみを法人文書として保存・管理することは当然のことであり，本件対象文書に記載されている内容が，個人的な発意に基づく質問状のため組織共用性がないと判断し，法人文書として保有しなかったとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず，これを覆すに足る事情も認められない。

したがって，理化学研究所において，本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，理化学研究所において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋